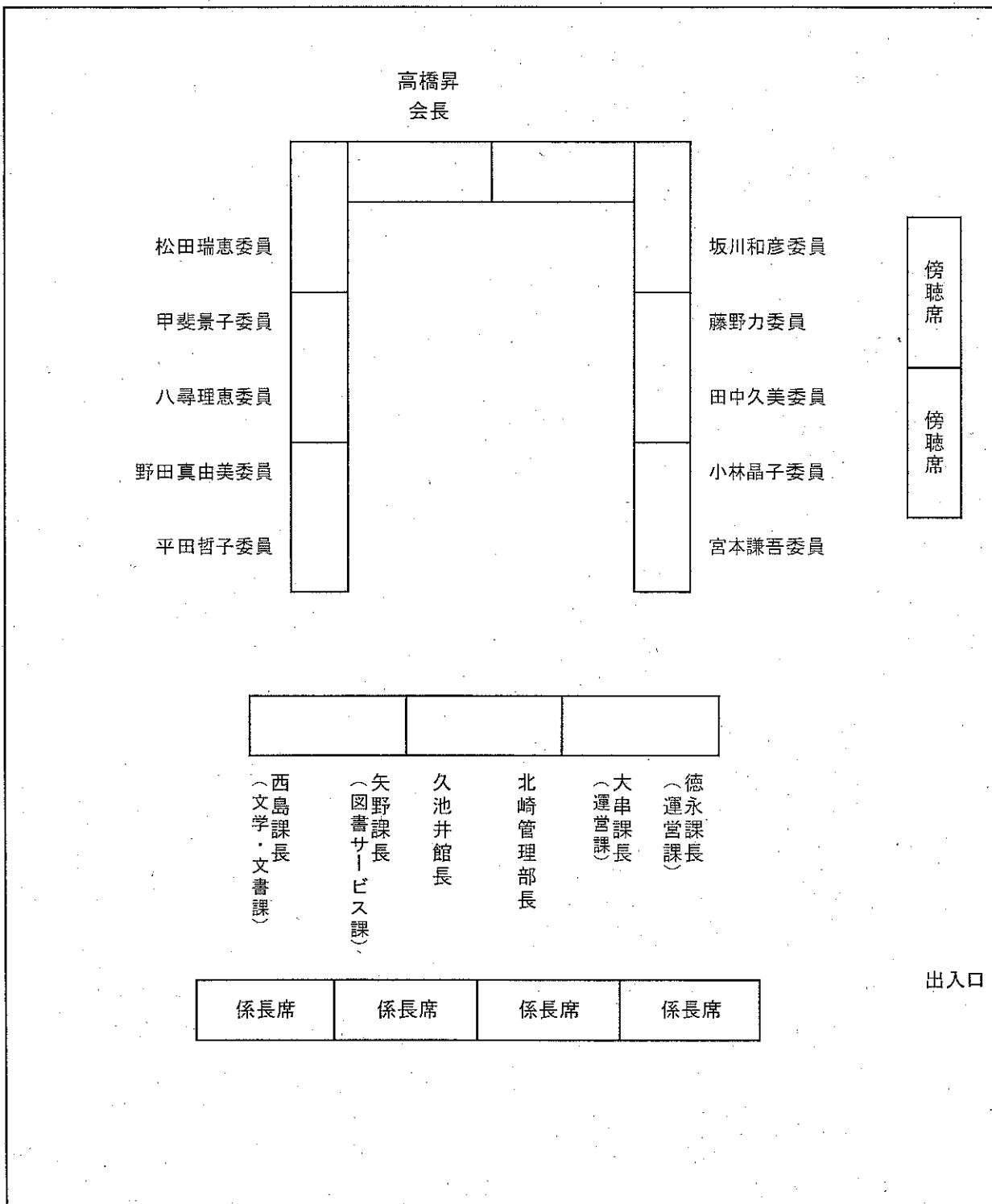




平成25年度 第5回 福岡市総合図書館運営審議会 座席表



これからの福岡市図書館のあり方について

(答 申)

平成25年11月 日

福岡市総合図書館運営審議会

## 目 次

はじめに .....	1
第1 福岡市図書館の現状と課題 .....	2
1. 福岡市図書館の配置状況 .....	2
2. これまでの図書館サービスの評価 .....	2
3. 福岡市図書館運営の課題 .....	3
第2. これからの福岡市図書館のあり方 .....	4
1. 基本的な方向性 .....	4
2. 具体的な方策 .....	4
ア. 今後の図書館の配置について .....	4
イ. 図書館サービスのあり方 .....	4
(1) 図書資料部門 .....	4
① レファレンスの充実	
② 貸出機能の充実	
③ ホームページの充実	
④ 団体貸出・地域文庫の充実	
⑤ ボランティアとの共働	
⑥ 学校図書館・学校教育への支援	
⑦ 高齢者サービスの充実	
⑧ 情報化の進展	
(2) 文書資料部門 .....	6
① 公文書・行政資料の収集・保存・提供	
② 古文書資料・郷土資料の収集・保存・提供	
③ 福岡市文学館	
(3) 映像資料部門 .....	7
① 映像資料の収集・保存・提供	
② 映像ホール「シネラ」	
③ ビデオライブラリー	
ウ. 運営体制のあり方 .....	7
(1) 開館時間の延長及び休館日 .....	7
(2) 図書館と他施設との連携 .....	8
(3) 資料の充実 .....	8
(4) 職員の資質の向上 .....	8
(5) 情報発信と交流拠点 .....	8
(6) 管理運営（指定管理者制度） .....	9

## はじめに

福岡市の図書館行政は、「福岡市新図書館基本計画」に基づいて推進されてきた。

しかしながら、基本計画策定から約20年が経過するなか、社会情勢が大きく変わり、少子・高齢化社会の進行による自由時間の増加と国際化及び高度情報化の急激な進展などにより、市民の学習活動や文化活動はますます活発になっており、また学習領域や内容も多様化・高度化している。図書館は、これら市民のライフスタイルに応じた学習活動・文化活動を援助し、個性ある豊かな感性を培う場としての役割がますます重要となっている。

このため、今回、当審議会に対し、平成25年5月17日、福岡市総合図書館長から「これからの福岡市図書館のあり方について」の諮問を受けた。

折しも、25年4月に全国的に反響を呼んだ武雄市図書館がリニューアルオープンした。武雄市図書館の取り組みは、蔦屋書店を展開するカルチュア・コンビニエンス・クラブ（CCC）を指定管理者に指名されたもので、従来の運営方法を転換する、まったく新しい視点に立った運営方法である。

武雄市図書館は、1市1館で、まちづくりの核としての役割も担っている部分もあり、総合図書館と分館10館を持つ福岡市図書館と単純に比較することはできないが、市民サービスの面から今後の運営を検討するなかで参考にすべき点があるのではないかと感じている。

さて、この諮問に関して3点の項目があげられた。

それは、「図書館施設について」「図書館サービスについて」「指定管理者制度を含む運営体制について」の3点である。

検討にあたっては、まず、これまでの福岡市図書館の歩みや図書館サービスの現状の把握に努め、また、「これからの図書館のあり方」懇話会の意見書や、その際に実施した一般市民や図書館利用者へのアンケートを参考にした。さらに指定管理者制度を導入している熊本市の図書館を視察した。

これらを踏まえて、「図書館施設について」「図書館サービスについて」「指定管理者制度を含む運営体制について」の検討を行い、今後の福岡市図書館がいかにあるべきかを以下にまとめた。

福岡市総合図書館運営審議会

会長 高橋 昇

## 第1 福岡市図書館の現状と課題

### 1. 福岡市図書館の配置状況

福岡市の図書館は、博多区築港本町の旧博多プレイランドの施設を転用し、昭和51年5月に「福岡市民図書館」としてスタートした。

しかしながら、旧博多プレイランドを利用する施設の老朽化や情報量の増大、高度なニーズに十分対応できない状況から、高度な機能を持つ施設の整備が求められました。

このような状況の中で、平成2年に「新図書館基本構想」、翌年には「福岡市新図書館基本計画」が策定され、平成8年6月、早良区百道浜に図書資料部門、文書資料部門及び映像資料部門の3部門で構成され、映像ホールなどを併設する新しい型の「福岡市総合図書館」として生まれ変わった。同時に、図書館サービス網の構築を図るために、各区市民センター図書室を「分館」と位置づけ、分館とネットワークを結ぶ「総合図書館オンラインシステム」を稼働した。さらに、地域交流センターの整備に合わせて図書館分館を設置し、現在の福岡市の図書館は、総合図書館と分館の11館により図書館サービスを行っている。

### 2. これまでの図書館サービスの評価

平成24年度末現在の登録者数は、約32万人となっているが、福岡都市圏の登録者数が約6万人であることから、福岡市民は全体の約17%の登録にとどまっている。

蔵書冊数は、総合図書館 1,268,207 冊、分館 664,773 冊、合計 1,932,980 冊である。市民一人当たり蔵書冊数は 1.3 冊で、政令指定都市平均 1.9 冊を下回っている。

平成24年度の貸出冊数は、総合図書館で 1,612,287 冊、分館等では 3,175,344 冊、合計 4,787,631 冊で、年々減少傾向にある。

予約件数は、約86万件で平成19年10月にインターネット予約を導入し、パソコンや館内検索機からの予約が可能となり、導入前の18年度と比較して2倍強と大幅に伸びている。

レファレンスでは、主題別部門レファレンスサービスの相談件数が、平成24年度は35,829件で、ここ数年減少傾向にある。原因として、インターネットの普及による蔵書検索等の簡易なレファレンスが減少し、及び、専門的なレファレンスへの移行によるレファレンス1件あたりの対応時間が増加したことが挙げられる。

児童サービスについては、1階にこども図書館を配置し、子どもが読書の楽しみを発見し、読書習慣の形成に役立つよう、幼児から中学生を対象として成長に役立つ各分野の児童書等を収集し貸出している。

団体貸出では、登録団体数は332団体で年々増加し、総合図書館開館当初 151 団体に対して2倍以上増加している。

利用者サービス面では、平成19年度からIT活用を開始し、ICタグの導入、自動貸出機や利用者用 Web 端末を5台設置、同年10月には Web 及び館内 OPAC による予約受付・貸出期限延長サービスを開始した。

また、利用者の利便性の向上を図るため、図書館外への「返却ポスト」を市内6ヶ所に設置するとともに、福岡県立図書館との「相互返却サービス」を開始した。

また、平成 24 年度から来館困難者に対し、自宅等で予約した図書の受取りができる「有料宅配サービス」を開始した。

これらは、「福岡市新図書館基本計画」に掲げた基本方針に沿って、ほぼ達成できているものと評価したい。

### 3. 福岡市図書館運営の課題

登録者数の推移から利用者が固定化している傾向があり幅広い利用を促すことが必要である。また、現役世代や子ども、高齢者、障がい者などへの配慮も行う必要がある。

図書館の運営方式については、最近、武雄市をはじめ指定管理者制度を導入する図書館が出てきているが、総合図書館では、市直営を基本として、これまで様々な部門の委託化や嘱託化を行うなど効率的な運営を図り、館の目的に沿った各種サービスを提供してきている。

また、予算の規模は、厳しい財政状況から、福岡市政全般に人員と経費の削減が求められ、図書館の資料購入費についても、平成17年度を境に減少している。しかしながら、地域や住民の問題解決に向けた取組に必要な資料や情報の提供など、課題解決型のサービス機能の充実が求められている。

図書館の開館時間と休館日の運営については、総合図書館と各分館を比較すると、平日と土曜日の閉館時間が総合図書館では19時、分館では18時と異なっている。また、休館日は総合図書館、分館とも一斉に休館としていることから、利用者からは、分館の開館時間の延長や各館の休館日の変更・削減などサービスの拡大・変更を求める要望が多くなっている。

職員の配置について見ると、総合図書館では、高度化する情報社会に対応するレファレンス能力を身に付けた司書が求められたり、分館では司書の業務が貸出・返却・予約などが中心で、本来の司書としてのレファレンス等の専門性が発揮できない現状にある。それとともに、市民に身近な図書館として地域や学校図書館との連携や支援が十分でない。

## 第2. これからの福岡市図書館のあり方

### 1. 基本的な方向性

- ① より幅広い市民が利用できるサービス機能、特に現役世代、子ども、高齢者、障がい者への配慮
- ② 福岡市の地域課題の解決に対応できるサービスの質の向上
- ③ 情報化の急激な進展に対応できる環境整備
- ④ 市民と共働して活動する開かれた図書館づくり
- ⑤ 市民への情報発信や交流の拠点となる機能強化
- ⑥ 図書・文書・映像が一体となった総合力の機能強化

### 2. 具体的な方策

#### ア. 今後の図書館の配置について

図書館利用者数の推移がここ数年減少傾向にある。その原因を市民アンケートで見ると図書館を利用しない理由は「図書館までの距離が遠い」が最も多く、逆に利用している理由は「近くに図書館がある」が最も多いことから、現行の図書館網が市域全体に行き渡っていないと考える。

今後、利用者の拡大を進めて行くには、貸出・返却が出来るサービスポイントの設置や利用率の低い地域への移動図書館車の導入などについても検討することも必要である。

また、東部、南部、西部地域には 30 万冊～50 万冊を所蔵する中規模な拠点となる図書館の設置の検討など 50 年後 100 年後を見据えた図書館政策を考えていただきたい。

#### イ. 図書館サービスのあり方

福岡市の図書館サービスは「福岡市新図書館基本計画」に沿って施策を進めており、そのほとんどが実施されている。しかしながら、近年の著しく進展する ICT 化や社会情勢が変化する中で、新たな図書館サービスの展開が必要となっている。また、図書館の未利用者や図書館の必要性を感じていない層へのアプローチなど、図書館の担う役割について各委員から様々な意見が出された。

これらの議論の中で、これからの福岡市図書館が、市民の多様化するニーズに的確に答えるために、どのようなサービスがふさわしいか図書資料部門、文書資料部門、映像資料部門毎に提案する。

#### (1) 図書資料部門

図書館の大きな柱である図書資料部門では、サービス項目が多いため、以下の8点に整理し、今後、さらに充実する項目、新たに取り組む項目を提案するものである。



#### ① レファレンスの充実

今日、情報化の急速な進展に伴い、レファレンスの内容が変化している。インターネットの普及により、これまで簡易なレファレンスから専門的なレファレンスに変わってきている。利用者が求める情報を的確に探し出せるように、図書館職員のレベルの向上を図る必要がある。

また、企業や事業を起こす人へのビジネス支援や子育て支援など地域の課題解決や市民ニーズに対応した図書館としての支援の充実が必要である。

最近、レファレンス件数が減少傾向にあるようだが、まだまだレファレンスの馴染みが薄く認知度も低いのではないかと。市民に対して分かりやすい用語での表示や館内での利用者への呼びかけなど積極的な対応を求めたい。

#### ② 貸出機能の充実

図書館の配置のところでも述べたが、市民が図書館を利用しやすくするためには、返却ポストとは別に貸出ポイントを公民館や福岡市の施設に設置するなど、市内各機関との連携を図り、身近な場所でサービスを提供するとともに、公共交通機関の結節点などの利便性の高い場所での新たなサービスの提供を検討していただきたい。

#### ③ ホームページの充実

ホームページの充実として、子どもから高齢者まで分かりやすく使いやすいホームページとするとともに、様々な図書館の催しものなど多くの情報を発信・提供することで、図書館未利用者層への利用を促進していただきたい。

#### ④ 団体貸出・地域文庫の充実

団体貸出については、現状の見直しを常に行うとともに、公民館などの必要なところには拡充するように努めてほしい。

地域文庫については、「子どもプラザ」などに設置して、誰でも図書資料を利用できる環境を整備していただきたい。

また、離島など図書館利用が困難な地域には、図書館から出向いて資料を提供するサービスを検討していただきたい。

#### ⑤ ボランティアとの共働

図書館ボランティアを養成し、図書館におけるサービスの一端を参画してもらってはどうか。市民の知識や経験が生かされ活躍できる場として、今後、ボランティア活動のあらゆる方法を検討してほしい。

また、市民参画として、既存の団体だけでなくボランティアとの共働やインターンシップの導入などにより、市民と図書館がともに資質を向上する方法を検討して欲しい。

#### ⑥ 学校図書館・学校教育への支援

学校司書と図書館司書の交流の場を設け、連携するとともに、必要に応じ指導や助言を行うことにより、学校図書館への支援を充実していただきたい。また、学校では読書ボランティアや学校司書が集まって情報交換や勉強会が行われているが、そこに図書館司書も参加してもらえば、充実したものになると思う。

#### ⑦ 高齢者サービスの充実

さらなる高齢化社会を見据えて、高齢者が利用しやすい、親しみやすい図書館にするべきだと思う。交通の便が悪くても、立ち寄りたくなる何か福岡市図書館独自の魅力が必要だと考える。また、生涯学習施設としての役割として、大人向けの読書会などの事業に取り組む必要があると考える。

#### ⑧ 情報化の進展

現在、中高生・学生・一般の人のタブレット利用が非常に多くなっている。図書館でも誰もがタブレットを使って検索できる、書籍だけではなく、自分の端末で検索しながら学習する。そのような体制を整えることが、今後のサービスとして必要と考える。

また、無線 LAN の導入、商用データベースの充実など情報化の進展に対応した効果的整備を行う必要がある。

### (2) 文書資料部門

#### ① 公文書・行政資料の収集・保存・提供

公文書館法の理念に則った資料の公開・提供が必要である。また、行政資料に関して、市民に対して公開をさらに進める必要があると考える。

#### ② 古文書資料・郷土資料の収集・保存・提供

地域資料の充実が必要なので、貴重な資料の保存に配慮した市民への提供を行って欲しい。また、郷土資料・歴史資料に関しては、図書館としての特徴ある分野であり、しっかり取り組む必要があると考える。

収集、保存している資料については、市民により良く活用してもらおう手だても検討していただきたい。

#### ③ 福岡市文学館

文学館については、市民によりアピールする配置の工夫を行うなど、館内の活用を抜本的に考えれば文学館のイメージは変えていけるのではないかと思う。

また、天神にある赤煉瓦文化館のサテライト文学館については、存在を知らない市民も多く、周知が十分ではない。情報発信を強化し、地の利を活かした事業の推進を行うべきである。

### (3) 映像資料部門

#### ① 映像資料の収集・保存・提供

フィルムアーカイブがあるのは総合図書館の大きな特徴なので、引き続きアジア映画を中心とした映画の収集に努めていただきたい。

収集した素晴らしい映画などを総合図書館だけでなく、地域の公民館や市民センターなどの身近な場所で鑑賞することができるよう方策の検討が必要である。

#### ② 映像ホール「シネラ」

映像ホールは、アジア映画を中心に上映され、総合図書館の特徴として映像文化の普及・振興や市民のアジア理解が深まることに寄与しているところであるが、さらに利用者が広がるよう情報発信を行う必要がある。また、アジアフォーカス・福岡国際映画祭の作品が会期中に総合図書館の映像ホール「シネラ」でも上映されれば、総合図書館の認知度を高める一助になるのではと思うので検討されたい。

#### ③ ビデオライブラリー

ビデオライブラリーのあり方について検討する必要があると考える。方向性としては、映像機器等が進化して、その都度、対応していくことが困難なことやレンタル店が普及していることを踏まえると、限りある予算なので、DVDなどの収集の拡充より本や貴重な資料の収集に重点を置くとした方が市民にも理解が得られるという意見が出された。

### ウ. 運営体制のあり方

#### (1) 開館時間の延長及び休館日

開館時間の延長については、政令指定都市の中央館の例を見ると朝の開館時間は9時から9時30分がもっと多く、夜の閉館時間は20時から21時がもっとも多い。分館については、朝の開館時間は9時30分と10時が半々であるが、夜の閉館時間は19時がもっとも多い。市民アンケートでは、図書館を利用しない理由として「利用したい時間に開いていない」との結果がある。

また、分館については、全館、すべてが時間延長するのではなく地下鉄沿線など立地条件や地域性を考慮して検討しても良いのではとの意見もあった。

休館日については、まず、日数について、福岡市の場合、毎週月曜日と月末日が休館日で月5日間である。そのほか、年末年始と図書整理日で年間約75日が休館している。政令指定都市では、総合図書館と同じ月5回が6市、月4回が7市、月2回が5市、月1回が横浜市のみであり、福岡市は多いのではないかとの意見。次に一斉休館日について、福岡市の公の施設は、ほとんどが毎週月曜日が休館である。図書館は11館あるので、一斉ではなく半分は別の曜日に休館にするなどの工夫することで、市民の利便性が高まるために検討が必要ではとの意見があった。

これらを踏まえて、開館時間や休館日の見直しについては、職員の勤務時間の課題もあるが、市民サービス向上の観点から積極的に検討してもらいたい。

#### (2) 図書館と他施設との連携

福岡市の施設のうち、議会やふくふくプラザなどには図書室が設置されている。それぞれの施設に応じた専門書が備わっており、ネットワークを構築することにより、幅広い分野の資料が提供できるのではないかと考える。

また、公民館についても小学校区毎に一館あるので、その図書室機能とさらに連携を強化することによって、市民の身近な図書室として活用できないかとの意見も出された。

博物館・美術館との連携については、それぞれの特別企画展に合わせて、図書館で図書資料の特集を企画するなど、互いの相乗効果が発揮できるよう検討してもらいたい。

#### (3) 資料の充実について

図書館は生涯学習の振興を図り、市民の身近にあって学習活動を支援する極めて重要な施設である。その図書館にあって効率的な運営を目指す一方、資料提供を目的とする図書館の基本的機能である資料の充実を図るため、図書館予算の確保に努められたい。

なお、予算の執行にあたっては、効率的、効果的な執行に努められたい。

#### (4) 職員の資質の向上

図書館に配属された正規職員のほとんどが司書資格を持っていない。さらに3～5年で異動になる。図書館に配属される市の職員は、司書資格を持った職員が配属され、図書館に長く勤務できるよう配慮されたい。

また、司書が専門的な知識をさらに高めるよう努めるとともに、配属された市の職員が、業務として知識を深め、これまでの経験を活かし力を発揮できるよう努めていただきたい。

そのためには、進展する情報化への対応や地域の課題解決など、利用者から求められる図書館サービスに的確に対応できる能力を身につけるための職員研修の充実に努めるとともに、今後は、体系的な研修のあり方を検討していただきたい。

#### (5) 情報発信と交流拠点

図書館のイベントや各種事業だけでなく、誰でも利用でき、様々な情報が得られることなどを積極的に情報発信することで、まだ図書館を利用したことのない市民の利用を促進することが必要であると考えます。

また、図書館の魅力を高めることで、市民がいつでも立ち寄り、読書や活動をして交流する場としての取り組みや、ゆっくり過ごせるような施設の工夫が必要である。

(6) 管理運営(指定管理者制度)

指定管理者制度については、すでに導入している他都市の視察調査を行って協議した。そのなかで図書館運営への民間活力の導入については、利用者として図書館に望むことは、より高いサービスの向上であり、民間の取組みやサービス面の良さなどは、指定管理者制度の導入とは別に、学ぶべきものがあるとの意見があった。一方、人と人が結びつけられるような暖かい図書館であって欲しいので、効率・効果・合理性だけを求めてはならないとの意見もあった。しかし、仮に福岡市図書館へ同制度導入を検討する際は、メリット、デメリットを明確にして、幅広く意見を聞く必要があると考える。